

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

① 対象サービス

全ての障害福祉サービス施設・事業所等（通所系サービス事業所（※1）、短期入所サービス事業所、障害者施設等（※2）、訪問系サービス事業所（※3）、相談系サービス事業所（※4）。以下、これらを総称して「障害福祉サービス施設・事業所等」という。）とする。

※1 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

※2 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※3 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

※4 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

② 事業内容

障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成する。

③ 対象経費（例）

- ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用
- ・ 外部専門家等による研修の実施に要する費用
- ・ (研修受講等に要する) 旅費、宿泊費等
- ・ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用
- ・ 感染防止を徹底するための面会室の改修費
- ・ 建物内外の消毒費用・清掃費用
- ・ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- ・ 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
- ・ 自動車の購入又はリース費用
- ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用
- ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
- ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- ・ 居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費 など

④ 交付額の基準

別紙参照

(2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

① 対象サービス

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所（以下この①及び下記②において「在宅サービス事業所」という。）とする。

② 事業内容

計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所及び在宅サービス事業所が、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を実施した場合に必要な経費を助成する。具体的な取組内容は、次の（ア）及び（イ）のとおり。

(ア) 計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。

(イ) 在宅サービス事業所における取組内容

在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う。

※ 1 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者とする。

※ 2 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することとする。

※ 3 「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を講じたこととする。

※ 4 「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡したこととする。

(ウ) 交付額の基準

別紙参照

(3) 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

① 対象サービス

在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所とする。

② 事業内容

「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用を助成する。

③ 対象経費（例）

- ・ 長机、飛沫防止パネルの購入費
- ・ 換気設備の購入及び設置に要する経費
- ・ 電動自転車等の購入又はリース費用
- ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用
- ・ 感染防止のための内装改修費 など

④ 交付額の基準

別紙参照